

新型コロナウイルス感染症に関する緊急措置見舞金補償特約
(賠償責任保険(企業用))

第1条(特約の適用)

- (1) この特約は食中毒・特定感染症利益担保特約(以下「食中毒・特定感染症特約」といいます。)が付帯された保険契約に適用します。
- (2) この特約は、新型コロナウイルス感染症が特定感染症に指定された場合は、その指定された日の前日までに発生した事故に適用されます。

第2条(当会社の支払責任)

当会社は、保険適用地域内で発生した次の各号に掲げる事故(以下「事故」といいます。)に伴い、経済的負担が生じる被保険者に対して緊急措置見舞金を支払います。

- ① 保険証券記載の被保険者の営業施設(以下「施設」といいます。)が、新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染された場合に、保健所その他の行政機関が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下、「感染症予防法」といいます。)の規定に基づく消毒その他の処置の命令または同処置の指示等を行うこと。
- ② 前号に規定する汚染の疑いがある場合に、保健所その他の行政機関が感染症予防法の規定に基づく消毒その他の処置の命令または同処置の指示等を行うこと。

第3条(保険期間と当会社の支払責任)

当会社は、前条に規定する事故が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。ただし、令和2年7月31日以降に発生した事故に限ります。

第4条(用語の定義)

この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 新型コロナウイルス感染症
新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条(新型コロナウイルス感染症の指定)により指定された新型コロナウイルス感染症をいいます。
- ② 繙続契約
食中毒・特定感染症特約が付帯された契約の保険期間の終了日を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一として当会社と締結された保険契約をいいます。保険期間の終了日には、保険契約の解除日を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、直接であると間接であると問わず、次の各号に掲げる事由によって生じた事故に伴い、被保険者に生じる経済的負担に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 食中毒・特定感染症特約第2条（保険金を支払わない場合）各号に掲げる事由
 - ② 事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛
- (2) 当会社は、この保険契約の保険期間開始日の翌日から起算して14日以内に発生した事故に伴い、被保険者に生じる経済的負担に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約が継続契約である場合を除きます。
- (3) 当会社は、保険契約者または被保険者の役員もしくは従業員のいずれかが、この保険契約の締結時点において既に知り得ていた、または知り得ていたと合理的に推定できる事故の発生またはそのおそれについて、被保険者に生じる経済的負担に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約が継続契約である場合を除きます。

第6条（保険金の支払額および保険金額）

- (1) 当会社が支払うべき緊急措置見舞金の額は、1施設あたり1事故につき30万円とします。
- (2) 保険期間中1施設につき、複数回の事故が発生しても、当会社は、同一の施設について2回目以降の事故に対しては保険金を支払いません。
- (3) 当会社はこの特約において、普通約款第5条（保険金の支払額および保険金額）の保険金額および食中毒・特定感染症特約第7条（保険金の支払額および保険金額）の保険金額を適用しません。

第7条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、事故発生の日時、施設、事故の状況を、遅滞なく、当会社に書面で通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

- (1) この特約に係る当会社に対する保険金請求権は、事故が発生し、かつ施設の消毒、隔離その他の処置が行われたまたはその処置を行う日時が確定した時から、これを使用することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は次の①から③の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の処置の命令または指示があつ

たことを示す書面または文面

- ③ その他当会社が必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当会社が求めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく次のいずれかに該当する行為を行った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① (3) の規定に違反した場合
 - ② (2) または (3) の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ (2) または (3) の書類もしくは証拠を偽造し、または変造した場合

第9条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、食中毒・特定感染症特約およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。